



自転車の「青切符制度」を悪用した詐欺にご注意！



注意

CAUTION

警察官が取締り現場で反則金を徴収することはありません。その場で支払わず110番通報をして下さい。

16歳以上の自転車の交通違反に反則金納付を通告できる交通反則通告（青切符）制度を悪用し、「違反だから●●円を支払う必要がある」等と言われ、その場で現金をだましとられる詐欺被害が、他県で発生しています！

注意するポイント



- ★ 現場で渡すのは「仮納付書」等の書面です。
- ★ 警察官が取締り現場で反則金を徴収することはありません。
- ★ その場で反則金を要求されたら、即「110番」通報をして下さい。

岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html>

交通事故統計・分析URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/6169.html>

X(旧ツイッター)URL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



X(旧ツイッター)



交通安全情報



交通事故統計・分析